

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	26	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )		
要望項目名	中小企業等基盤強化税制（経営革新計画）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）  「中小企業新事業活動促進法」に基づく「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者等が取得した機械装置に対して、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除のいずれかの選択適用を認める措置について、適用期限を2年間延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容  「中小企業新事業活動促進法」に基づく「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者等が取得した機械装置に対して、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除のいずれかの選択適用を認める措置の適用期限の延長が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12、租税特別措置法施行令第5条の6、第27条の7、第39条の42、租税特別措置法施行規則第5条の9において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号 〕		
減収見込額	（初年度） - （ 16,861 ） （平年度） - （ 16,861 ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的  我が国経済の柱である中小企業者が行う、新商品・新サービスの開発等による新たな事業活動の取組を支援することにより、中小企業の「経営革新」を促進し、中小企業者の活性化・健全な発展を図る。</p> <p>（2）施策の必要性  中小企業者が、急速に変化する市場に対応した事業を展開するため、消費者ニーズに迅速に対応する必要があり、それに伴う新商品・新サービスの開発等による事業化には設備投資等が必要であり、また、事業化段階（生産販売体制の構築等）においても生産設備の投資等が必要である。  しかし、「経営革新」を図るため、研究開発や新たな事業活動への進出等に係る設備投資を行おうとする中小企業者にとっては、資金力等の経営資源が弱いもとで計画実施の初期段階の投資負担を軽減することが課題である。  そこで、このような事業者に対して、税額控除あるいは特別償却の適用を措置することで、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となることから、事業者の積極的な設備投資を促進させる上で有効な政策手段である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業新事業活動促進法第9条に基づく措置 4. 中小企業・地域経済産業政策 21 経営革新・創業促進												
	政策の達成目標	本租税特別措置の目的は、経営革新制度で定められた測定指標を達成させることであるため、付加価値額の年率3%以上の向上を達成とする。												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間												
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ												
有効性	政策目標の達成状況	<p>政策目標の達成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標達成企業の割合</td> <td>57.3%</td> <td>59.0%</td> <td>62.8%</td> <td>53.2%</td> <td>47.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>経営革新計画終了後に年3%以上の付加価値額等の伸びがあった企業の割合。 出典：経産省「終了企業調査」</p> <p>経営革新計画の承認件数は、平成21年度末までで約4万1千件となっており、近年は年間4,600件が承認されている。また、承認経営革新計画終了企業の約6割が、経営革新の目標達成の指標としている「年率3%以上の付加価値額または一人当たり付加価値額の向上」を達成している。</p>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成企業の割合	57.3%	59.0%	62.8%	53.2%	47.2%
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度								
目標達成企業の割合	57.3%	59.0%	62.8%	53.2%	47.2%									
要望の措置の適用見込み	平成22年度適用事業者総数 4,615件 平成22年度利用見込み 56件													
相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本租税特別措置を利用し、平成20年10月から平成21年9月に計画を終了した企業の付加価値額を計算すると、経営革新計画実施前と比べて付加価値額は28社で計約700百万円増加しており、本税制により企業活動が活性化したといえる。従って、本租税特別措置は、中小企業者の活性化が図られ、もって我が国経済の活性化に寄与する効果がある。												
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<融資> 政府系金融機関の特別貸付												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	政策金融（政府系金融機関の特別貸付）による支援は、自己資金だけでは設備投資や運転資金の確保が難しい中小企業者に対して、低利融資によって新たな事業の円滑な実施に必要な資金の事前供給を目的としている。 一方、本租税特別措置は、計画実施の初期段階における投資負担を軽減させるため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の事後回収を目的としており、役割は異にするもの。												
要望の措置の妥当性	中小企業者の設備投資は、営業利益等の増加につながり、新たな事業活動の促進に寄与するものである。本措置は設備投資に限定した措置であることから、設備投資へのインセンティブを付与することとなり、中小企業者自らの設備投資意欲を引き出せる措置であり、特例措置として妥当なものといえる。													
ページ		-												

税負担軽減措置等の適用実績	租税特別措置の適用実績					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	適用件数	57件	68件	84件	50件	22件
	減収額	3.6億円	4.4億円	5.1億円	4.6億円	1.2億円
	承認件数 (資本金1億円超)	124件	130件	144件	101件	81件
	<p>出典：経産省調査（計画の承認を受けた中小企業者に対するアンケート調査（各都道府県が実施）により利用の確認できた件数）</p> <p>本税制の活用件数は、資本金が1億円超（税額控除については資本金3千万円超）の企業が活用しているものであることから少なく見えるが、経営革新計画の承認企業のうち資本金1億円超の企業数638社（平成21年度承認数）を踏まえれば、僅少ではない。</p>					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>平成17年度から平成21年度の1社あたりの平均減収額は約670万円である。当該金額は、企業の新たな事業活動の取組（設備投資、運転資金等）に活用されているものであることから、資金繰りの緩和等の効果がある。</p>					
前回要望時の達成目標	<p>中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、今後中期的（5年程度）にわたり、経営革新計画承認件数を年間5,000件以上とし、計画の数値目標を達成した企業の割合（経営革新計画終了後に年3%以上の付加価値額等の伸びを達成した企業の割合）を100%に近づける。</p>					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>過去5年間の目標達成率は、6割程度。目標が達成できなかった4割の中小企業者の要因は、特にリーマン・ショック以降の需要・受注量の減少、販売単価減・コスト削減等による売上不振、資源価格・仕入価格の高騰などの影響によるものである。また、このような外部環境の直接的な影響となったもののほかに、新規の販路開拓や技術開発が予定通りできなかったなど、外部環境の影響を起因とした間接的な要因もある。</p>					
これまでの要望経緯	<p>平成11年度 創設（「中小企業経営革新支援法」施行）  平成13年度 適用期限を2年間延長  平成15年度 適用期限を2年間延長  平成17年度 「中小企業経営革新支援法」改正（「新事業活動促進法」施行）に伴う改組  平成19年度 適用期限を2年間延長  平成21年度 適用期限を2年間延長</p>					
ページ						